

措置通知書

市民生活部 鹿町支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p> <p>② 行政財産目的外使用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあった。</p>	<p>規則の認識不足により、領収書綴受払簿の管理ができていなかったものです。今回の指摘を受け、令和 3 年 11 月 10 日に受払日等を記入し整理しました。</p> <p>今後は適正に領収書綴の管理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>条例の認識不足により督促状の発送を怠っていたものです。令和 4 年 1 月 6 日に担当支所長・係長で条例を再確認し、今後は、納付状況の把握と、納期限までに納付がない場合は条例に基づき、督促を行うよう周知徹底しました。</p> <p>「双眼鏡」の備品ラベルが剥離し、ラベルがない状態でした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和 3 年 11 月 10 日にラベルを作成しちょう付しました。今後は備品の状況について定期的に確認することを周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 針尾地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p>	<p>規則の認識不足により、未使用の領収書綴について、受領した事実を領収書綴受払簿に記載せず保管していたものです。</p> <p>令和3年11月4日に、同規則を再確認のうえ、未使用分の領収書綴について領収書綴受払簿に記載するとともに、今後は適正に領収書綴の管理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 鹿町地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p> <p>2. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあった。</p>	<p>規則の認識不足により、領収書綴受払簿の記載や担当者及び前館長の押印が漏れていたものです。</p> <p>令和 3 年 11 月 9 日に、同規則を再確認のうえ、領収書綴受払簿の不備があった部分に記載、押印を行いました。</p> <p>今後は領収書綴受払簿の記載、押印漏れが無いよう注意するとともに、適正に領収書綴の管理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>規則に基づく備品管理の確認不足により、ちょう付していた備品ラベルが経年劣化により剥離したまま放置されていた備品があったものです。</p> <p>令和 3 年 11 月 9 日に、同規則を再確認のうえ、備品ラベルを作成しちょう付するとともに、今後は備品管理を徹底し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 広田地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。</p> <p>③ 佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。</p>	<p>規則の認識不足により、領収書綴受払簿を作成していなかったものです。</p> <p>令和 3 年 11 月 12 日に、同規則を再確認のうえ、領収書綴受払簿を作成し、必要事項を記入するとともに、今後はこれにより適正に領収書綴の管理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>規則の認識不足により、払い込み期日を「収納日から 1 ヶ月以内」に延長していたにもかかわらず、コピー代等実費徴収金について、払い込みが遅れた月があったものです。</p> <p>令和 3 年 11 月 12 日に同規則及び払込期日延長承認の期日を再確認するとともに、今後は適正な事務処理を行い、遅滞なく収納金を払い込むよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

市民生活部 崎辺地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>④ 佐世保市道路占用料徴収条例を準用し算定している行政財産目的外使用料において、同条例第3条表中備考4で「占用料計算上、…占用物件の…長さに0.01単位未満の端数があるときは、…その端数の…長さを切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、1単位未満の端数を切り上げて算出したため調定金額を誤っているものがあつた。</p>	<p>ガス供給管（引込管）及びガス支管（埋設管）の行政財産目的外使用料の算定根拠である「佐世保市道路占用料徴収条例」が平成30年に改正され、長さの端数処理方法が変更されていたことを認識していなかったため、調定金額を誤っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、直ちに条例改正後の端数処理方法で使用料の再計算を行い、令和4年1月31日付で変更指令書を交付するとともに、令和4年2月15日に差額分の還付を行いました。</p> <p>今後は、使用料算定を行う際には必ず最新の関係法令等を確認するよう周知徹底しました。</p>